

中部支部運営規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人 日本水産学会支部設置規程第 2 条及び第 10 条の規定に拠り、中部支部（以下、「本支部」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

2 本支部の運営にあたっては、支部設置規程及び本規程の定めるところに拠る。

(支部事務所の設置)

第 2 条 本支部は、事務所を支部長の所属機関に置く。

(支部の行う事業)

第 3 条 本支部は定款第 4 条に規定した事業の範囲で、以下の事業を行う。

- (1) 支部大会
- (2) 春季大会又は秋季大会の運営
- (3) 別に定める申し合わせ事項に従って行う支部大会等における表彰
- (4) その他、支部幹事会で協議し、理事会の議を経て行う公益事業

(支部庶務幹事及び支部会計幹事)

第 4 条 支部長は、支部の業務執行を補佐するため、支部庶務幹事及び支部会計幹事を各 1 名選定し、委嘱する。

2 前項幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(支部幹事会)

第 5 条 支部設置規程第 9 条第 2 項の支部幹事会は、構成支部幹事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、決議は出席幹事の過半数の賛成を必要とする。

(委員会の設置)

第 6 条 支部長は支部幹事の同意を得て各種の委員会を置くことができる。

2 前項委員会の設置は、支部担当理事をとおして、理事会の承認を得るものとする。

(支部の経費)

第 7 条 本支部の経費は本部からの交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。